



むかい

学校教育目標

- ・かしこく
- ・やさしく
- ・たくましく
- ・なかよく

子どもたちの成長を願って

校長

時折冷たい雨が降り、季節の変化を感じます。新生活のスタートから2ヶ月、子どもたちが毎日元気に登校してくれることをうれしく思います。季節の変わり目は体調を崩しやすくなるため、子どもたちの体調管理を徹底していきたいと思えます。

最近では教室を訪問して子どもたちが学習に取り組む様子を観ています。どのクラスでも子どもたちはあいさつや会釈を欠かしません。すばらしいことだと思います。その姿を見ていつも「ありがとう」という気持ちでいっぱいになります。

また、ノートに板書を書いたり、タブレットを活用した発表をしたりする様子も観ていますが、時々後ろから子どもたちに小声で聞くことがあります。

「この授業で、学ぶことは何かな。（課題やめあては何かな。）」

授業において最も大切なこと、それは「自分は何を解決すればよいのか」という課題やめあてをしっかりとつかむことです。上の質問に「うーん、今日の授業は楽しいけど何がわかればいいのかなあ」と、首をかしげる子も少なくないのです。これでは、どんなに頑張ったとしても学力は伸びません。毎日の授業で「解決すべき課題をしっかりとつかむ」。学力向上の基本中の基本です。分からなかったら遠慮しないでどんどん質問してください。向小の先生たちも、課題を明確にした授業づくりに全力で取り組んでいきます。

さて、6月はさいたま市では「いじめ撲滅強化月間」にあたります。平成25年に施行された法律『いじめ防止対策推進法』では、いじめを以下のように規定しています。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめと言えば、複数人が一人の子に対して暴言や暴力を継続的に行うことではないの？」と捉えている方もおられるようですが、そうではありません。この法律においては1対1の関係であっても、一方の子どもがもう一方の子どもから受けたどのような行為に対しても、精神的な苦痛を感じ、それを訴えた時点で、いじめの加害、被害の関係が成立します。

向小学校では「いじめはどこの学校でも起こりうる」という認識を持ったうえで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で、いじめの未然防止や早期発見・解決に向けて組織的に取り組んでまいります。折に触れて子どもたちにお話ししていますが、学校の大きな役割の一つは、子どもたちが安心して生活を送ることができる環境づくりです。

授業ではトラブルの防止の意味も含めて、人間関係プログラム等を活用しコミュニケーション能力の向上に努めてまいります。いじめ対策で重要なのは早期発見と早期対応です。教職員一同連携協力をして対応を充実させてまいりますので、引き続き保護者の皆様の温かいご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。